



Aug. 2024 Vol. 265

東京都中央区日本橋本町4-9-2 本栄ビル9階 <https://www.jfa-tanzo.jp>
TEL 03(5643)5321 FAX 03(3664)6470 e-mail: forging@jfa-tanzo.jp

一般社団法人日本鍛造協会
編集発行 広報委員会

■第1回 素形材産業ビジョン策定委員会開催

去る7月16日(火)、経済産業省本館17階国際会議室において、第1回素形材産業ビジョン策定委員会が開催され、弊協会からは、委員として株式会社メタルアート代表取締役社長 友岡正明氏が出席されました。

【設置趣旨】

素形材産業は、様々なものづくりに欠かせない基盤であり、これまで我が国製造業の競争力維持・強化に貢献してきた。我が国は、鑄造や鍛造、金型等の素形材技術を活用した高品質・高付加価値部品等を製造できる強みを引き続き有しているが、新興国をはじめとする各国との競争は激化し、新たな製造技術の導入も進展するなど、国内外の事業環境は急速に変化している。

また、国内においては、「成長型経済」へ移行し、長期的に持続化させていく潮目の変化が生じている一方で、素形材産業を巡る社会課題として、エネルギー環境問題やデジタル化の進展、地政学的リスクを踏まえたサプライチェーンの安全性確保に加え、構造的人手不足や製造業の海外展開等への対応機会も増大している。

こうした点を踏まえて、前回の素形材産業ビジョンの策定から10年が経過した今、我が国製造業の競争力維持・強化に向けて、現状維持にとどまらず、前向きな挑戦を行う素形材産業を後押しするため、中長期の視点で社会課題への対応策を含む必要な取組を検討し、素形材産業の未来の選択肢を提示することを目的として、新たな「素形材産業ビジョン」を取りまとめることとする。

■令和5年度補正予算 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業のご案内

(会員の皆さまには既にご案内済みです)

本補助金は工場等における先端省エネ設備の導入を支援することを目的とした事業です。

昨年に比べて事業規模が大きくなったこともあり(総額910億円)、更なる利用者の拡大、効果の最大化を目指しています。

なお、第3次公募より事業者からの要望を踏まえ、II型(設備単位の燃料転嫁りプレース)について既存設備(ボイラー)を一部残した場合でも利用可能といたしました。

ボイラーを残したままエコキュート又はコジェネの活用が可能。ただし全体で省エネ効果があること、将来的に燃料転嫁を行うことが条件ぜひご活用ください。

【詳細】

<https://sii.or.jp/koujou05r/overview3.html>

【スケジュール】

・ 三次公募 7月23日(火)～8月30日(金)

・ ・ ・ 10月中旬採択予定

※三次公募は(I)工場・事業場型と(II)電化・脱炭素燃転型のみ

3次公募 令和5年度補正予算
**省エネルギー投資促進・
需要構造転換支援事業費補助金**

本事業は、省エネルギーの推進を目的に
国内で事業を営む法人と個人事業主のみなさまの省エネルギー対策を
支援するものです。

省エネで
コスト削減

GX推進

生産性の
向上

エネルギー価格
高騰対策

補助率等 補助率:補助対象経費の2/3以内 補助金額の上限:15億円/年度
※申請する施設および設備等によって、異なる補助率・補助金額の上限は異なります。

3次公募期間 2024年7月23日(火)～2024年8月30日(金)

支援対象となる3つの類型

(I) 工場・事業場型 <small>①生産設備システム、②オーブン・メイティング設備の導入</small>	(II) 電化・脱炭素燃転型 <small>①固定設備のうち、電化が対象範囲内の 燃料転嫁を行う設備の導入</small>	(IV) エネルギー需要最適化型 <small>①EMS(エネルギーマネジメントシステム)導入の導入</small>
--	---	--

※(III)設備単位型(エネルギー消費効率の改善を目的とし、設備及び設備に接続した設備の導入)の申請は、「省エネルギー一般投資支援事業費補助金」に申請してください。

sii 環境共創イニシアチブ
Sustainable open Innovation Initiative

■特定技能制度及び及び育成就労制度について

2023年11月、政府の有識者会議により技能実習制度を「廃止」する意向が示されました。

廃止の理由

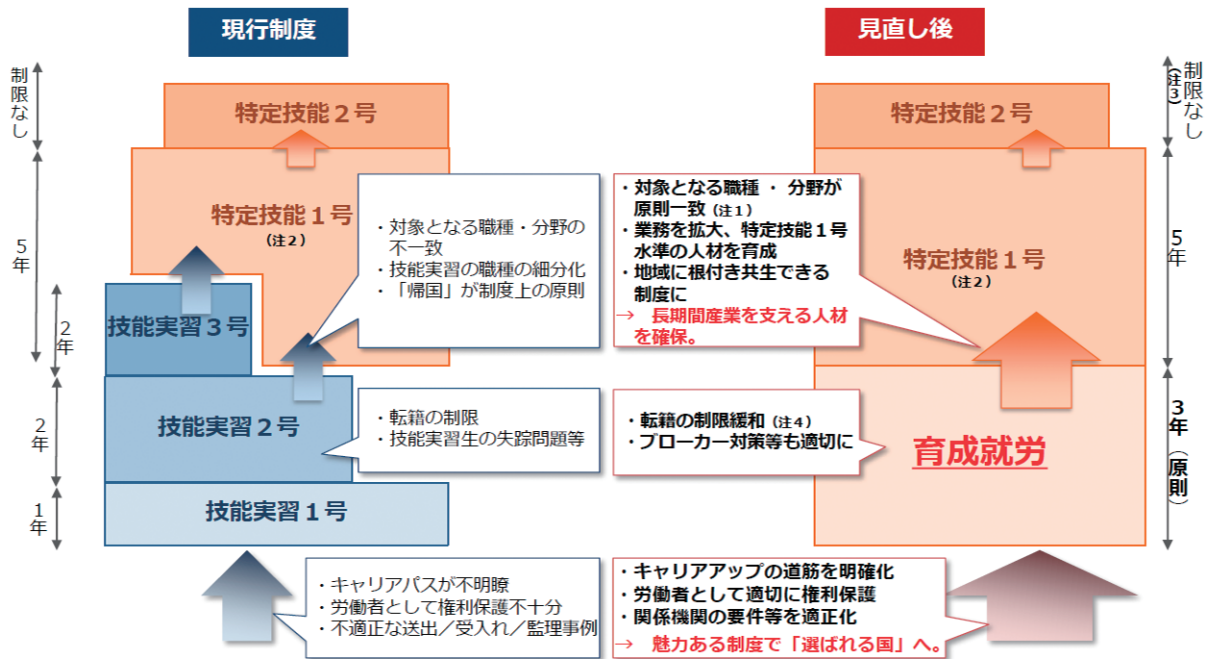
- ①技能実習生が労働者として扱われている。
- ②技能実習生への違法行為がある。
- ③転籍ができない。
- ④失踪者数が増加している。
- ⑤国際的に非難されている。

外国人材を適正に受け入れる代替りの方法として、2024年以降に新制度の開始が見込まれています。

新制度では、育成期間も変更される見込みで、これまでは「最大5年間」だったところを、「3年間」に変更され、3年間の就労を通じた育成期間で、「特定技能1号」の技能水準の人材へと育成する考えのようです。

詳細が決まり次第、都度ご案内いたします。

制度見直しのイメージ図



(注1) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定産業分野と原則一致させるが、国内での育成になじまない分野は育成就労の対象外。

(注2) 特定技能1号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。

(注3) 永住許可につながる場合があるところ、永住許可の要件を一層明確化し、当該要件を満たさなくなった場合等を永住の在留資格取消事由として追加する。

(注4) 転籍の制限緩和の内容

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手続を柔軟化。
- 以下を要件に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める。
 - ・ 同一機関での就労が1～2年(分野ごとに設定)を超えている
 - ・ 技能検定試験基礎級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
 - ・ 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす

人材育成事業報告

◆機械保全技能士(電気系保全作業)3級取得に向けた技能研修講座開講

去る7月18日(木)～19日(金)に(一社)日本鍛造協会会議室において、受講生5名でスタートしました。本講座は1泊2日×5回(計10日間)の講座で、初回は下記のカリキュラムを実施しました。

- ・ 保全士概要、電気基礎知識、タイミングチャート、ラダー図の基礎習得
- ・ 自己保持回路、タイマー回路の設計/制作実習



MANYO

ビレットシャー 30TON～1300TON

フォージグロール FR120～FR960

プレス 50TON～3000TON

アプセッター 200TON～2300TON



Tel 06-6458-0481